

冊令（命）形式金文の歴史的意味——殷周革命論ノート（四）——

高 島 敏 夫

はじめに

今回のテーマも、『甲骨文の誕生 原論』¹で提示した文字観へと轉換したことによって見えてきた問題の一つを論ずる。言い換えれば、文字言語がいきなり成立したかのように漠然と想定してきた従来の「常識」的な文字観から、文語的な特殊な口頭言語（雅語）を記したのが文字であるという文字観へと轉換することによって見えるようになった世界とも言うことができる。今回は前述の拙著で示した文字誕生論を踏まえて、さらに文字の繼承と傳播の問題へと歩を進めてみたい。視覚的な文字から音聲の世界を考えることは不可能であるかに見えるが、語の用法・用例を念頭に置きながら言語場を追体験するという姿勢を持つことによって、少しは近づけるのではないかと思う。これはまた、文字（語）の用法・用例を常に念頭において語義を考える姿勢を貫いた恩師白川靜の學問を、さらに進展させる試みでもある。師がかなり早い段階で、専門的著作『説文新義』²で示していた文字観については意外に知られていないので、後に改めて言及する。文字

観の轉換という言い方をして私が提示した考え方が、必ずしも私一人のものではないことをご理解いただけるのではないかと思う。

ここまで「殷周革命論ノート」と總題して殷周革命の實態をより具體的に描き出す試みをしてきた。これらの問題は先學のほとんど取り組んでこなかった難しい問題であったとも言えるかも知れない。いわば解きようのない謎のような問題であったとも言えるだろう。だがこうした問題を解くためには古代社會に關する周邊科學の成果を攝取することや、古代社會を理解するための理論的研鑽が必要である。そして何よりも文字で記された出土資料（甲骨文・金文・竹簡）や傳承的な文獻資料（經書）を對象とするのだから、漠然とした常識的判斷に委ねたまま取り組むのではなく、文字資料としての性格を的確に捉えておくことが必要である。言い換えれば、文字とは何か、文字で記された古代文獻とは何かという根本的な問いを常に發しながら取り組む姿勢が求められているということでもある。古代社會を理解するためのこうした學問的なアプローチを總稱して「古代學」と呼んで來た經緯

がある。が、残念なことに近年は見聞きすることが少なくなってきた。

歴史の中で古代と呼ばれる時代はどのような時代であるのか？ 古代社會固有の問題は何であるのか？ 文字が生まれる前や生まれた後の言語はどのようなようになっていたのか？ そもそも言語と文字の関係はどのようなものであったのか？ 最古の古典として尊重されてきた經書はどのようにして生まれたのか？ またなぜ經書と呼ばれるようになったのか？ そもそも經書と呼ばれるものをどのようなものとして理解すべきなのか？ 人々の心の世界とどのような関係にあったのか？ といった問題も絶えず念頭に置きながら考えを進めていかなければならない。全てが一朝一夕に解けるような問題では到底ないが、問題意識としては脳裡に刻みながら考察を進めていく必要があるのではあるまいか？ この「殷周革命論」も私なりに研鑽を積んだ上での取り組みであり、まだほんの僅かしか進められていないものではあるが、如上の問題は常に念頭に置きつつ進めてきた。

この「殷周革命論」に關しては、國家論、とりわけ瀧村隆一氏の歴史的國家論や二重權力論を、歴史學の知見や折口信夫の民俗學の知見と關係づけたことよって理解が深まった點が多い。また言語學者たちの導きによつて古代社會における「雅語」なるものの世界を知り、言語と文字との關係をかなりはっきりさせることができたことよつて解くことができた問題も少なくない。「雅語」を想定することによつて、古代における音聲の世界、音聲による言語場を追體驗する道ができたことよつて解けた問題、また今後も解けるであろう問題が意識

に上ってくるが増えてきた。本稿では、論點を整理する意味で「U」字形の捉え直しについて再び言及するが、その際に「史」概念を捉え直す案も提示する。「史」については恩師白川靜が詳細かつ緻密に論證した「釋史」³という論文があるのは周知の通りだが、「史」を暫定的に史祭と捉える段階にとどまっていた。「史」の捉え方に音聲の言語場を想定することによつて、より具體的な場に即した案を提示してみたい。十年前まではこのような問題を扱えるようになるとは全く豫想もしなかったことで、すべて文字觀の轉換がもたらしたテーマである。

一 白川靜の口(U)字形解釋の捉え直し

1 U字形を「祭祀言語を記した冊書を入れた器」と捉え直した經緯
 「U」字形は「祝辭(祝詞)を入れた器」であるという白川説を、「祭祀言語(雅語)を記した冊書を入れた器」と捉え直したことについては、これまで何度も書いてきたので省略することにして、そのきっかけになったことだけを記しておきたい。それは「冊令(命)形式金文」に見える「命」字形が「令」字に「U」字形が付加された字形であり、それとほぼ同じ時期に現われる「冊令」という語が「命」という語と同じ意味に用いられていることに氣付いたのが始まりである。「命」と「冊令」とが同義語の關係にあることについてもこれまで繰り返し述べてきたことなので、説明は省略するが、「命」がこの時期から現われるという現象に氣付いたのは私が最初ではなく、實は恩師白川靜であった點も興味深いことだと思ふ。しかも「令」字に「U」字形が

付加されたのが「命」であるという説明まで加えている。だがこの時期にはじめて現われることの意味を考察するにはいたらず、また「命」と「册令」とが同義語の関係にあることについても氣付かれないまま、「命」がこの時期から現われるという現象を指摘するに留まっていた。

それは一つには「令」と「命」とを同義語と見なしていたことにも原因があるのだが、さらにその原因が、白川の文字観、すなわち文字というものがいきなり文字言語として成立したと考える文字観に發するものである點も指摘しておきたい。ただし、そのような文字観は、白川が自覺的に抱いている文字観という意味であって、それとは別に意識下に潜在しているながらも、何らかの理由で意識化されるに至っていない文字観というものが、白川の言説の中に見られるのである。この件については後ほど「白川の言説に胚胎する文字観」で改めて述べることにする。それはともかくとして、博識にしてかつ多角的な思考を驅使するあの白川にして、祭祀儀禮の場における口頭言語（雅語）という音聲の世界を想定していなかったというのは、私にとっては非常に意外なことだったが、この件について私なりにかんりの年月をかけた上で確かめたことなので間違いはない。その結果、前述の原因がこの點に歸すると考える外はないと結論するに至ったのである。その結果、様々な未解決の問題の所在が見えるようになった。

ところで、『金文通釋』にはこのような言語現象に關する重要な指摘が隨處に見られ、語の用法・用例を常に念頭におきながら解讀している白川の姿勢にはなほだ啓發されるところがある。だが、こうした言語現象のもつ意味を更に一步を進んで分析する人が皆無に等しいの

は大變残念なことである。中には、白川文字學は用例に基づかない學問であるというような、見てきたような嘘を平氣で述べ立てる人までいるのには驚くほかはない。おそらく『金文通釋』を熟讀するすることなく、自分にとって必要と思える箇所だけ部分的に拾い讀みするのであろう。だから問題提示を見落とすだけでなく、誤讀や誤解をしてしまうことにもなるのである。

「命」と「册令」とが同義語の關係にあり、「卪」字形は「祝辭」ならぬ「祭祀言語（雅語）」の類を記した册書を入れた器であるという捉え方は、『頌壺』に見える、王の「令書」や「令册」が見えることによっても確かめることができる。そして「頌、拜して稽首し、令册を受け佩びて以て出づ」とされているように、官職に任命された人物（頌）がこれを持って歸るのである。ここで一つ興味深い現象について言及しておこう。

頌氏は周系氏族であるが、頌とは別に史頌という呼稱ももつ。『頌壺』と『史頌鼎』・『史頌毀』とは同じ氏族の銘文ではあるが内容にかなり違いがある。前者が孝王期、後者が夷王期の青銅器であることは白川『金文通釋』で多方面から詳細にわたる考證がなされており非常に説得力がある⁴。このことは、當初は單に頌と呼ばれていた氏族が後に史頌と呼ばれるようになったことを物語るのではないかということである。西周前期まではもっぱら殷系氏族が史の職を擔掌していたのであるが、この時期あたりから周系氏族も史の職掌の中に入ってきたということである。史は任官式を擔掌する者である。そしてその任官式の中では史によって作られた「册書」が、任官される者に手渡さ

れるという次第になっている。

もしもこの推測が正しければ、《頌壺》に記された孝王期の任官式の場で「冊書」を渡された頌が、夷王期になると史頌として任官式の場を掌っており、今度は「冊書」を作る側に転ずるといふ動向になっているのである。夷王期の史頌の銘文には「冊書（令冊あるいは令書）」という言葉が出てこないことも、このように推定する材料になっており、前に紹介した白川の考證とも一致しているのである。この《頌壺》の銘文は原稿用紙のような方眼状の升目に文字が入られた金文であるが、元々文字を使わなかった周系氏族の頌氏がこのような形で文字を使うようになったのではないかと推測する。任官式で「冊書」を受領してそれを持って帰ることまで細述しているのは、氏族の職掌の由来を祖祭の際に語り、子々孫々まで伝える意味があったかも知れない。

西周前期において文字を使うことができたのは殷系氏族であるが、周系氏族側では當初王室内やその周辺の周公などごく一部の者だけが文字を使えた状態であった。その後、周系氏族においても、徐々に、極めて緩慢に、識字過程が進行していったことを物語る一端を《頌壺》の銘文が示しているのではないかというのが私の理解の仕方である。

2 文字観の轉換による史と使の捉え直しの始まり

史（𠄎）と使（𠄎）の概念を再検討するにあたって、先ず恩師白川静の提示した概念を整理した上で、それを文語的な特別な口頭言語である「雅語」の世界の中に置いてみるとどうなるか、という方向で進めていきたいと思う。この件についてもこれまで機会ある毎に言及し

てきたので、できるだけ考證の重複は避け問題の核心に入りたいと思う。

白川による「史」概念の捉え方

史の概念については白川の「釋史」や「作冊考」⁽⁵⁾という緻密かつ周到な論證があり疑いなきまでの形で結論が出されたが、そこで提示されたのは、祝辭（祝詞）を入れた器（匚）を捧持して史祭を行なうという理解の仕方であった。またそれが祖神や自然神を對象とする祭祀であることから、これを殷王朝の祭祀の一種であるといふところまで絞ることができていた。ただ、祖先神や自然神に對する祭祀という點では共通性をもつ「告」といふ祭祀の場合なら、王朝にとって危急の際に神の祐助を求めるといふ祭儀であることが明らかになっていたのだが、「史」の場合にはそのようなことを示す具體的な用例がなかったため、殷王朝の祭祀の一種と捉えるにとどまっていたのである。ここで日本の月次祭のような定期的に行なわれる祭祀ではないかといふ案も示され、「史祭」とも名づけられたが、それはあくまで暫定的な處置であった。白川文字學第二世代としては、この宙づり状態のままの暫定案をもう少し前に進めてみたいと思う。

白川による「使」概念の捉え方

「使」は「史」字形の上部に又枝や吹流しが付けられた字形であるが、相似た字形であるだけでなく、少數ながら混用される例もあるため、その差異を明らかにすることが難しかった文字である。が、これも前

掲の論文の中で用例の徹底した分析が行なわれ、説得力に富む形で整理された。それは、祝辭（祝詞）を入れた器（匚）を捧持して自然神（河・岳）や諸族に出向き、そこで「史祭」を行なうという理解の仕方であった。「史」を「史祭」と捉えたことよって、使者が出向いた諸族においても「史祭」を行なうという理解の仕方である。ただ、この解釋は「史」を「史祭」と見なすことを前提としたもので、白川自身も、そう考えるほかはないという言い方をしている。

だが「使」という語は、先ずは使者を派遣する動詞として用いられている。そしてさらにその同じ「使」という語が、使者の出向いた先の諸族において「史祭」すなわち殷王朝の祖先神を祭る祭祀をも行なうという捉え方になっている。が、こうしたかなり位相の異なる概念を「使」一語にもたせることに對して、私は言語的な解釋としては無理があるのではないかと、漠然とながら感じていたのである。「使」一字でというよりも「使」一語で、使者を派遣する意味の動詞として用いられ、その上さらに諸族において、殷の祭祀の一種としての「史祭」を行なうという意の動詞としても用いられるという捉え方に、無理があるのではないかという意味である。こうした捉え方をする根拠に、文字言語という文字観があるのではないかということを当初から漠然と感じてはいたのだが、私自身もご多分にもれず文字言語という文字観の中で考える習慣がついていたため、これを問題視するまでにはいたらなかった。だが文字が生まれた後でも、口頭言語の世界、音聲中心の世界が何百年も續くという、世界的に見て普遍的な現象があることを勘案するならば、複雑な概念を一語にもたせた言葉が果して

具體的な場で發するかどうかという疑問が湧くようになった。そうしたところへ、口頭言語には日常生活で用いる一般的な言語（俗語）の他に、特別な時にだけ用いられる文語的な口頭言語（雅語）がどの民族にもあるという、言語學者の説に出會って、長年の謎が氷解することになったのである。

そうした口頭言語のあり方を想定しながら私なりに得た結論は、「使」は王の使者が諸族に出向き（王によって派遣され）、諸族の地で王の代理として王の言葉を伝えることを意味する語ではないか、というものである。もちろん口頭で發せられるわけである。そしてその王命を伝える場合は、祭祀儀禮の場として設定され、一定の手續きで行なわれた筈である。こうした王命傳達の形態は古代特有のもので、必ず口頭で發せられるものだという理解の仕方は、早川庄八氏の綿密な研究によって教えられるところが大きかった。⁶⁾

一方、諸族において殷の祭祀を行なうかどうかを問うという卜辭のあることも、思い起こしておく必要がある。「載王事（王事を載^お載^なう）」という表現である。これも白川訓詁學のレベルの高さを物語るものであるが、古代文獻の分析と卜辭の用例の分析を通じて、卜辭に見える「載王事」という修辭を、殷の祭祀を行なうことを意味する言葉と析出したのである。「使」で示される王朝の使者が出向いた諸族において、殷の祭祀を行なうことを迫る文言を發するとすれば、この「載王事」という語であって、「使」という語にまでそのような概念を持たせる必要などないのである。このように捉えることによって、「史」と「使」の関係、共通性と差異を整理することができると言えるのではないか。

「史」と「使」の捉え直しについては、この考えを進めた上で改めて私案を提示してみたいと思う。

3 史と使の概念の再定義と令・命の関係について

「史」概念の再定義

「史」の甲骨文の用例が殷墟甲骨第一期すなわち武丁期に集中している事実が意外に知られていないが、甲骨文が誕生する問題と密接な関係がある重要な事柄であることを強調しておきたい。王命を發しなければならぬ祭祀儀禮の場で、武丁（高宗）が「三年不言」であったという有名な傳承がある。この件は高宗にまつわる傳承の中で最もよく知られた事柄であることから、事實として受けとめる他はあるまい。だからこそ文字を生み出さなければならなかったという意味を含んだ傳承でもある。この件は拙著『甲骨文の誕生 原論』で言及したことなのでご参照願うとして、ここで改めて述べたいことは、「史」字は「口」を捧持する形姿であり、その「口」の中に「祭祀言語を記した冊書」が入ると捉え直したことを踏まえた上で、「史」という語の具體的な概念のことである。

「口」の中に入れられた冊書には王の言葉が記されているのだが、その言葉を王の代理のものが朗誦するという捉え方である。『尚書』『說命』篇の記すところではそのような人物は「傳説」ということになるが、それはあくまで傳承上の人名であって、必ずしも實名と斷定できるわけではない。重要なのは、「史」の用例が武丁期のみに見られる現象からすると、神々に奏上する言葉を口頭で朗誦するのは「三年不

言」と言われた王（武丁）ではなく、代理の者がそれを行なったと見るのが自然な解釋ではないかということである。そしてそう考えてこそ、西周金文の「史」が使役の意を示す用例をも言語的に説明しうるのである。史祭という捉え方をしてしまうと、こうした具體的な含みを考えるすべがなくなってしまうことになる。

「史」が使役の意に用いられる例については白川も掌握しているのであるが、なぜそのような使い方がされるのかという言語的な説明はなされないままであった。また「史」を史祭と捉えたこととの關係にも終に言及されなかった。「史」字が使役の意味に用いられている金文の例は私の調べた限りでは左記の五例である。時期的には西周前期から中期にかけての銘文で、後期の例は見当たらない。これは殷文化の名残がまだ色濃く残っていた時期の使い方と見ることができるとも知れないが、今はこの問題を掘り下げることにはせずに、概念の問題に絞って進めていくことにしたい。

① 王姜史、叔使、于大保（王姜、叔をして大保に使せしむ。《叔隤罍》集成 4133

② 公史、退使、又阜（公、退をして阜を右けしむ）《公史殷》集成 3862

③ 天君蔑公姑曆、史易公姑魚三百（天君、公姑の曆を蔑はし、公姑に魚三百を賜はしむ）《公姑鼎》集成 753

④ 寧史、易耳（寧、耳に賜はしむ）《耳卣》集成 5384

⑤ 遇從、師離父肩。史、遇使、于馱侯。《遇甗》集成 948

(邁從ふ。師雍父、肩す。邁をして馭侯に使せしむ。)

①・②・⑤の例では「史(𠄎)」「使(𠄎)」の両方が用いられ、前者が使役の意、後者が使いするの意に用いられて、はっきりと使い分けがなされている。念のために記しておけば、使役とは別の者に代理でなさしめる行爲をいう。殷代後期に起源をもつ「史」が西周時代に入ると任官式の場合を擔掌し、王の代理として王命を發する事に攜わるのも「史」の原義がそのような意味を内包するからだと思われる。原義を考えるとこの観点からすると、甲骨文の用例で考えることにならるが、「史」も「使」も武丁期にのみ用いられた語であり、その後は用いられなくなった語であることの意味するところも念頭に置いておく必要があるはずである。再度繰り返すことになるのでくどい感じがするが、武丁は「高宗亮陰、三年不言」と傳承されてきた王である。祭祀儀禮の場合、もの言わぬ王の代わりに、王の言葉を發する行爲を「史」という語で表わしたのではないかというのが私の理解の仕方である。そこに使役の意味が含まれているのは贅言を要しまい。そのような代理を務める者を「史」と読んでいた可能性はあると思われる。周知のように、我が國では王(天皇)の代理で王命(詔)を發する者のことを「みこともち」と呼んでいたのは、今捉え直した「史」の概念とも通じるところがある。また冊書を作る仕事を作冊と呼んでいたのであるから、「史」という行爲に作冊と呼ばれていた人たちが關與していた可能性も高いと思われる。「史」という行爲に關わるこうした一連の職事が、西周時代になって再び表舞臺に立つようになるのが、

「册令(命)形式金文」に記された金文の時期であると考えられることができるのではないか。

「使」概念の再定義

「使」の甲骨文の用例も「史」と同様に殷墟甲骨第一期すなわち武丁期に集中している。「使」の場合、専ら使者として他部族や自然神に赴く用例になっているので、王の代理としての使者が赴いた先の部族や自然神の前で王命を朗誦する行爲を指すと解するのが良いだろう。この場合も「𠄎」字形を含むので、その中に祭祀言語(雅語)である王の言葉を記した冊書が入っており、王命傳達の公の場すなわち祭祀儀禮の場合で、王の言葉(王命)を朗誦するということになる。白川の解釋では暫定的ながら「史」を史祭と規定していたのであるが、祭政一致の時代においては王命傳達の場も祭祀儀禮の場なのであるから、そのような意味で史祭を捉えるならば修正の必要はないのかも知れないが、私の見るところ、史祭という語のままでは政治的な意味合いを帯びている發令の場を排除するところの、祕儀的な意味での祭祀儀禮をイメージしやすく曖昧になりやすいので、私自身は積極的に使うことには躊躇する。師の説を説明する際の必要上やむをえず「史祭」という語を用いることはあっても、あくまで「史」概念の捉え方にまだ不明な要素がある段階で、取り敢えずは暫定的に捉えておくために措定したのが「史祭」だという捉え方である。

二 白川の言説に胚胎していた文字観

これまで私が提示した文字観という言い方をしてきた。そのためにあたかも白川靜の文字観と全く異なる文字観であるかのような印象を與えてきたかも知れない。だが私はもともと白川靜に師事するために大學を選び、師の學術論文を學生時代から熱心に讀んできた學徒である。言い方を換えれば白川文字學の立場に立って學問的な追究に勵んできた一人である。だが白川の論理明晰な學術論文に深く傾倒しながらも、時々必ずしも明晰でない箇所、というよりも他の箇所と比べればいまひとつ論理的に透徹していないと感じる箇所に出くわすことがあった。論理的な矛盾というのではなく、そのままの表現ではすっきり理解できない箇所といった方が適切かも知れない。私はあまり器用な人間ではないから、そうした箇所が記憶に残り、未消化の箇所、あるいは未解決な箇所として永く脳裡の片隅に残り続けるのである。そして随分時間が経過して忘れかけていたある時に、その解決案とでもいうか、すっきり理解できる考え方がふと浮かぶという現象に出会うことになる。私の提示した文字観もその一つである。その意味では、私の提示した文字観はもともと師の言説に胚胎していたものであり、本来なら白川靜が提示すべき文字観だったというのが私の正直な感想である。そういうことが他にもあることから「白川文字學第二世代」などと名告るようになった次第である。

師の文字観がよく出ている言説を紹介しておきたいと思う。専門的著作である『説文新義』の引用が主になるが、一般書『漢字の世界』

からも引用する。（注）傍點と「体系」の補記は高島による。

>

1 『説文新義』通論篇から²⁾

象形・指事・會意はみな表意的な造字法であるが、文字は中國においては語を表記するものであるから、音をも示しうるものではなくてはならない。中國には、嚴密な意味での音標文字はない。原則として、表意文字のもつ音が、表音的に他にも利用されるのである。従って單體の字には、表音的要素をもたない。複體の字には、たとえば會意字の場合、その要素の一角同時に音を示していることがある。すなわち意符が同時に聲符であるというとき、これを亦聲という。（五一―五二頁）

嚴密にいえば、假借とは字の本義が失なわれ、聲を以て他の義に用いられているもので、卜文中にすでに四方や干支の名、不勿弗于之茲我今昔などの字がある。みな字形を以て示したがたいものである。しかもそれらは、文字成立の當初からその義に用いられているのである。文字がことばの全體を表記する體系をもつためには、形象化しがたい形式語・觀念語の表記法として、表音的方、象形文字の體系にあつては假借を用いる必要があり、逆説的ではあるが、象形文字の體系は假借字の發見によつて成立するともいえるのである。本来表意的である文字を表音的に使用しえたときに、はじめてことばの體系を文字に寫すことができる。従つて假借の法は、文字成立の條件となる。このことは、象形文字と

して成立した古代文字のすべてにわたっていえることである。
(五九頁)

2 『漢字の世界』「第1章 文字原始」〈六書と文字学〉から

文字の制作者たちが、その制作の原理として神から得た啓示とは何であったか。それは文字を、ことばをしるすものとして、音記号としても機能させることであった。象形は形と義を示すが、それを音記号として用いることもできる。その音記号としての機能のみを抽出して、象形的方法であらわしえないことば、たとえば代名詞や副詞・助動詞なども音的に表記するのである。文字「体系」はこの原理の発見によつてはじめて成立するのであり、それはどの古代文字においても同様である。デッサンの方法は絵文字にとどまるもので、文字ではない。文字は象形から出発するが、象形を超えるところに成立する。(一〇頁)

『説文新義』通論篇では、傍點を施した箇所注目して頂ければ分かると思うのだが、「表意文字のもつ音が、表音的に他にも利用されるのである。」の箇所は、一般的な言い方をすれば、文字の體系ができる(すなわち文字の誕生)には表音機能を実現しなければならぬので、甲骨文の場合、他の象形文字を借りて表音機能を実現したのである、とでも言い換えればすっきりする所であろう。「表音的に」が曖昧な言い方になっているが、別の象形字を借用(轉用)して表音機能を実現するということである。つまり抽象的な意味を表わす語など

象形しようのない語は語音を示すしか方法がないので、その語音を示すために他の象形字を借りるということ、つまり別の象形字を借用(轉用)して表音機能を実現するということである。その次の引用文では「表音的方法」としている。これも「表音機能を実現する方法」とでもした方が論理的にすっきりする所である。

『漢字の世界』では、「代名詞や副詞・助動詞などを音的に表記するのである」のところが、前述したことと同じ趣旨である。ここでもまた「音的に表記する」という曖昧な、踏ん切りの悪い表現がなされている。「○的に」という便利な表現は、論理的な整理が曖昧なまま表現できてしまう缺點を持っている。これも「別の文字に表音機能を持たせる」というべきところである。

「文字を、ことばをしるすものとして、音記号としても機能させることであった。」は「表音機能をもたせる文字」のことを言うのである。「文字「体系」はこの原理の発見によつてはじめて成立するのであり、それはどの古代文字においても同様である。」の箇所は、文字体系が成立するためには表音機能を担わせる文字が必要だということを述べているのである。

以上の引用箇所から分かるように、白川靜は、文字の體系すなわち書記システムが成立するためには表音機能を実現する必要がある、象形字によつてそれを實現するためには他の象形字を借りて表音機能を擔わせる他はないという認識をもっていた。つまり、文字とは口頭で

發せられた言語を記すためのものであるという認識を潜在的にもっていたということである。だがそのような命題に仕上げるにいたらなかった。それはなぜなのか？ 今にして言えることは、口頭言語には日常生活の中で用いられる俗語とは別に、「雅語」と呼ばれる文語的な口頭言語の存在があることを御存知なかったというしかないのである。長らく恩師白川靜の専門的な著作も一般書も読み込んだつもりであるが、前述した意味での「雅語」に言及されることが全くなかった。そのことを確かめたことによって私なりに合點するにいたったのである。思えば随分長い道のりであった。白川靜の漢字關係の一般書の冒頭が非常に難解なのは、このことと無關係ではない。甲骨文の誕生を文字言語の成立として力説されるのであるが、口頭で發せられる言語を文字で表現したという考え方を否定して、いきなり文字言語が成立したかのような言説になっているのである。このような言説は、今しがた引用した文字觀とは論理的にみて十分にマッチしていない。ここに難解さの理由があるのではないかというのが私の見解である。この節をまとめるに當って念のために記しておきたいことは、白川靜の言説が胚胎していた文字觀が、「雅語」の存在と出會うことによつて、中國における文字體系の理解が現實に即したものになるといふことである。

三 歴史の動向と文字使用の進展

第一節では、冊令（命）形式金文の中に出てくる「冊書」が契機となつて、それまで文字を使わなかつた氏族が文字を知りそれを記すよ

うになつたのではないかという推測を示した。このような推測は、これまで私が様々な形で展開してきたテーマを積み重ねる中でごく自然に導かれる結論であるが、この話題に初めて觸れる人は途惑われるかも知れない。またいきなり文字言語が成立したという文字觀を持っていると、そうした推測すら思い浮かばないのではないかと思う。ここで問題意識を共有していただくために、私の展開してきたテーマから導き出した事柄を、常識的な知見をも交えて簡潔に記しておくことにする。概論風に記述すると膨大な量に上るので、今回は箇條書きの形式を採った。

〔動向〕では、それぞれの時代の重要な出來事を記したが、文字使用の問題と關連している事柄を中心にした。

〔文字使用〕では、この項目だけを讀んでも文字使用の歴史の概要が分かるようにはなつていないが、〔動向〕に記した歴史的出來事と關連づけているので、〔動向〕で記したことも念頭におきながら讀んで頂けると幸いである。

殷代末期（殷墟甲骨第五期）

〔動向〕

殷の紂王（帝辛）、周の文王（西伯）。

周の文王が殷の祭祀を受け入れる（卜辭の「王事を載^{おこな}う」）。「西伯」と呼ばれる。

殷の宗教的權力（權威）と西周の政治的權力との竝立状態。二重權力の様相。

殷王朝が新思想派と舊思想派とに分裂する様相を呈していた。
(高島の史観)

殷の宗教體制の中で「西事召」と呼ばれ殷王朝を外郭から支えていた召族が西周側に付く。

殷系氏族の中から西周王朝に付くものが次第に増え、西周との勢力關係が逆轉する。

〔文字使用〕

殷代の金文は圖象標識のようなものばかりだったが、殷末になつて長文が現われる。

甲骨文はそれ以前の字體と比べて文字が非常に小さい。甲骨文の干支表が作られる。

西周王朝の甲骨文が現われる。(周原甲骨) (周公廟甲骨)

西周前期

〔動向〕

殷王朝が滅び、殷系氏族の多數が西周王朝に參入する。(青銅器と銘文)

召族は西周王朝の中で皇天尹大保召公と呼ばれ、「天(超越神)」のことを掌る長となる。

殷王の末裔である紂子聖(王子聖・祿父)を旗頭にした殷の殘存勢力が反亂を起こすも鎮壓される。

洛陽に成周城を築いて庶殷(殷の殘存勢力)を集める。天下一統の成就。成王。

西周王朝は勢力の擴大を圖り、主に東方經營に力を入れる。

前期最後の昭王が南征中に戰死。王のカリスマ(神から賦與された靈力)の喪失。

〔文字使用〕

青銅器は酒器・食器ともに多く、なお殷的な文化が濃厚に残る。金文の書風は雄渾で奔放な書風(渾厚肥健)。練達の書とでも評することができる。

西周中期

〔動向〕

昭王の戰死によって喪失したカリスマを回復すべく、穆王が即位する。

穆王から宗教的な性格を強めたことが共王期の《史牆盤》の王統譜からも分かる。(後述)

穆王が即位するまでには王位空白の期間がかなりあったと思われる。

『詩經』中で最も古い詩篇が懿王期頃に成立する。「白川說」『詩經』周頌の「振鷺」「有瞽」「有客」は殷の祖神が周の祖神に習合する様を歌う儀禮詩。

懿王期頃に鎬京への遷都があった。

青銅器の器種のうち酒器が激減する。殷的な祭祀儀禮から周的な祭祀儀禮に轉換する。

酒器が激減するのに對して、編鐘の編成が大きくなる方向に向

冊令（命）形式金文の歴史の意味

かう。（酒から音楽へ）

西周王朝の宗教秩序を支える「天の思想」が氏族間に徐々に浸透していく。

〔文字使用〕

金文のほとんどが「冊令（命）形式金文」になる。任官式の様子を伝える内容。

「冊令（命）形式金文」は作者者の氏族の祖祭の時に唱える雅語である。

「王の休^{たまもの}」を「天子の休^{たまもの}」と唱え、祖祭の度に繰り返されて子々孫々へ。

金文の書風が大きく變化する。練達の書からの變化を次のように整理する。

書風① Ⅱこぢんまりとまとまった律儀な書風（緊湊體）が

代表格。

書風② Ⅱ方眼状の升目の中に文字を書き入れる様式。

書風③ Ⅱ粗野な書風。

書風④ Ⅱ稚拙な書風。見様見真似で書いているが、字形認識が不十分。

西周後期

〔動向〕

厲王が鉞に亡命する。共和と呼ばれる時代に入る。毛公が王から政事を託される。《毛公鼎》

西周王朝は弱體化するが、周的秩序を支える「天の思想」は諸侯に深く浸透していく。

幽王の時に西周王朝が滅ぶ。

〔文字使用〕

青銅製の編鐘と石製の編磬の大規模化が進む。師（將軍）が樂官をも兼ねる。

青銅器には自作器が多くなる。彫りの浅い文字が多くなる。稚拙な文字も増える。

春秋前期

〔動向〕

諸侯によって周王（平王）が擁立され王朝が再建される。都是洛陽に（東周）。

政治的なイニシヤチブは覇者が握るが、周王は宗教的權威（天子）として君臨する。

齊の桓公が覇者に。

〔文字使用〕

諸侯自作の青銅器の時代。

諸侯間で重要な出来事を伝え合う時には「策書（冊書）」も用いた。（左傳）

春秋中期

〔動向〕

晉の文公が覇者になる（「齊桓晉文」〔『左傳』〕。周王から策命を受ける記事（同・僖公28年）。

〔文字使用〕

諸侯自作の青銅器の時代。

春秋後期

〔動向〕

「左傳」の記述が、前期・中期に比べて詳しくなる。

「詩」の断片が「左傳」に引用される場面もこの時期から非常に多くなる。（断章取義的）

「書（尚書）」の引用（傳承的なものが多い）が「左傳」に多くなるのは中期から。

思想的な先驅者子産の登場。次世代に孔子。それぞれが成文法事件の議論に関わる。

孔子學園では口頭言語のみが用いられる。『論語』中の「雅言」とは「雅語」のこと。

（注）「子の雅言する所は、詩・書・執禮、皆雅言す。」（論語・述而）

老子と呼ばれる人物もこの時期。

〔文字使用〕

諸侯自作の青銅器の時代。

青銅器に法律を記す（成文法）かどうかを巡る議論。それまで

は文字で記さなかった。

侯馬盟書はこの頃か？ 諸侯の盟誓を記した石。

『左傳』に見える經書の類は、『詩經』、『尚書』、『易』、『禮』の原形となる断片のみ。

孔子に「韋編三絶」（史記・孔子世家）の傳承があるが、書物としての『易』かどうか。

孔子の「加我數年，五十以學易，可以無大過矣。」（論語・述而）との關係は微妙。

（注）言語を文字で記すこと（テキスト化）と、テキストの断片を集成して書物にすること（成書）とは別のことなので、書物の成立（成書）の問題を議論する場合は區別する必要がある。

戰國前期

孔子の弟子の時代。思想家の輩出。

戰國中期……南方の楚の國でかなり多數の竹簡が出現（戰國楚簡）。北方は？

四 甲骨文から金文への繼承を擔う者

——殷系氏族の西周王朝への參入

文字使用の歴史という視點からざっと辿ってみると、甲骨文が誕生した殷代では殷系氏族以外には文字を使う者はなかったが、殷代末期

の殷周革命前夜になると西周王朝側にも甲骨文が現われる。文字を記した人物は殷系氏族であった可能性が高いが、そのような形であったとしても西周側に文字を使えるものが現われたということになる。

西周王朝の武王の時に殷を滅ぼしたとはいえ、なお残存勢力が泉子聖を頭に戴いて反亂を起こすなど、まだ完全に天下を統一したとは言えない状態であった。天下を一應手中に収めるにいたったと言えるのは、洛陽の地に成周城を建設し殷の残存勢力を集めて統治する體制を作った頃からということができらるだろう。だがそうした政治的権力の移行とは別に文化面に視線を移せば、まだ殷文化の名残が濃い時代が続いていたのは周知の通りである。

これは殷代末期、西周王朝では文王の時に殷の祭祀儀禮を一旦受け入れ（「載王事」、殷の宗教的秩序の中に入った経緯の名残だと思われる。つまり、殷王朝最後の王とされる紂王（帝辛）を滅ぼし政治的権力を奪取した後も、西周王朝における殷の祭祀儀禮を廢止せず継続していたことを示しているということである。そういう意味でもなお移行期が続いているということになる。政權の所在だけに目を注いでいると不可解なことであろうが、古代王朝を理解する際に、古代宗教によって形成される秩序を念頭に置かないアプローチの仕方では歴史解が一面的になりやすいのである。こうした視點は日本の歴史を考える場合にも當てはまるものであることは言うまでもない。

念のために記しておくが、殷の祭祀儀禮を受け入れたことは青銅器の器種・紋様・文字の全てに現われている。例えば、殷王朝が酒に溺れたために滅んだということを『尚書』や《大孟鼎》に記されている

一方で、祭祀儀禮の時に用いる酒器の数がさほど減るわけではなく、青銅器の器體を飾る紋様は饗饗文をはじめとして、殷文化をそのまま繼承するような紋様で飾られていたという現象。また青銅器に記された文字（金文）も、文字を記す仕事に長く攜わった人たちの手で記されたと思われるような練達の書。言い換えれば雄渾で奔放なものが多くという現象が引き續き見られる。實際そうした仕事に攜わった人たちの名が、中期の「冊令（命）形式金文」の中にも出てくる。それが「史」や「作冊」である。「史」や「作冊」そして「内史」という呼稱も出てくるのだが、そのような職務を擔當していたのが殷系氏族であることはよく知られる通りである。西周前期において青銅器に文字（金文）を記す仕事に關わっていたのが、主として殷系氏族であるという推測はこうした事實からも裏付けることができる。

こうした状態に變化が訪れるのが西周時代中期である。とりわけ「冊令（命）形式金文」と呼ばれる一群の銘文が現われる穆王期の頃から文字の雰圍氣あるいは書風が大きく變わってくる。この時期の書風は一般に「緊湊體」と呼ばれるもので、小さくコンパクトに書かれている。しかも文字の配列が縦横の位置が揃ったものになっているという特徴を持つ。あたかも原稿用紙のような方眼状の升目にきっちり入れているような書き方である。中には升目そのものが鑄込まれているものもある。練達の書と呼ぶにはかなり遠い雰圍氣の書風である。文字から受ける印象や升目に入れていくような書き方から想像できるのは、手本のような文字を見ながらできるだけ忠實に書こうという姿勢、

あるいは見様見真似で几帳面にそれを真似て書いている姿である。このような書風の文字から受ける印象に對して、「律儀」という言葉が自然に浮かんでくる。もちろん、殷系氏族のものも多いので、殷系氏族でも文字のことに攜わった経験の乏しい者が見様見真似で文字を書き始めたということもあったと思われる。

「渾厚肥健」と評される書風から「緊湊體」と呼ばれる書風に轉換する現象は、青銅器と銘文の時期を判断する上ではなほ有用な材料になってきたのだが、書風が大きく轉換するには何らかの背景があるのではないかと推測が、押さえがたく働くのも事實で、そこに文字書記の仕事における一種の斷絶や轉換をもたらす何らかの出來事があったことも想定しておく必要があるのではないか。このような轉換は、殷墟甲骨第五期の字形や書風が、それ以前の時期の甲骨文のそれとかなり變化しており、そこに一種の斷絶を感じさせるものがあるのとよく似ている。

西周中期は西周時代全體から見ると、殷文化の名残が色濃く残っていた前期から、殷的な要素が急速に減少していつて、周文化がそれに取って代わるようになる時代である。しかもこれがかなり急速に進んでいくのである。そこには前期末の王であった昭王の戦死を契機とした王權の轉換が介在する。この件は以前に論じたことがあるので考證は繰り返さないが、《史牆盤》に記された王統譜の記述にも記されているように、中期の初めに當たる穆王から祭祀王・宗教王の性格を強めるといふように王の性格が大きく轉換していくのである。一方、任官された氏族の側では、王からの賜物を「天子の休よまほ」と捉えるように

なる。前稿に論じたところの「天の思想」の浸透である¹⁰。

こうした時代的な轉換は文字のことを擔掌する人々の層にも變化が訪れる。専ら殷系氏族が擔掌してきた文字書記の仕事を周系氏族の人たちも擔掌するようになっていく。その一つの例として、前節で紹介したところの《頌壺》の作者者頌、(孝王期)が、次の夷王期の《史頌鼎》・《史頌殷》では史頌を名告るようになる。職掌の變化である。そこに介在するのが任官式で與えられる「冊書」であると推定するのは自然なことであろう。識字過程は「冊書」を介して少しずつ進行していったのだと思われる。ただ、文字がこのような形で使われるようになっていくとしても、やはり主體は口頭言語であり、祭祀儀禮の場においては特別な口頭言語、文語的な口頭言語が重要な位置を占めていた時代であるから、文字を使う人が増えていくといっても、徐々に、極めて緩慢に進行していったと見る方が實狀に即しているに違いない。それが世界的に見て普遍的な文字使用の歴史ではないか。そのような過程の中に置いてみて、中期以降の金文の様々な書風を觀察してみると、首肯できる点が多い。今は紙幅の都合で概観的な紹介にとどめておくが、これを見るだけでも西周中期の「冊令(命)形式金文」に初めて現われる「冊書」が、文字使用を傳播し擴大する上で大きな役割を果たしたことが見てとれる筈である。

五 西周中期以降の金文の書風

——緊湊體・稚拙な書風・方眼状罫線

以下、中期以降に見られる金文の書風を掲げて、参考に供する。比較する意味で最初に前期の書風を掲げる。

【前期】

《臣辰貞》前期

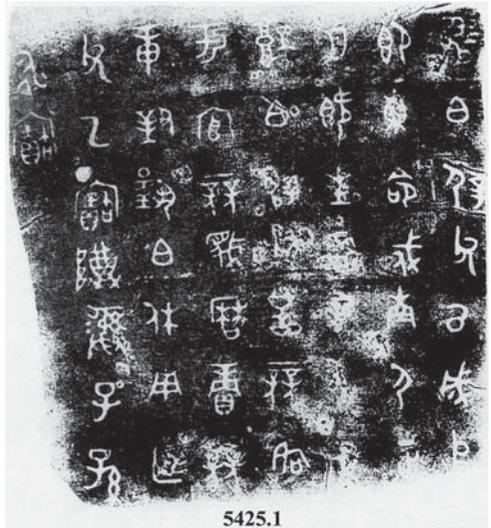


【中期・後期】

「書風①」こぢんまりとまとまった律儀な書風（緊湊體）。

文字の巧拙の問題といえば、中期の緊湊體と呼ばれる書風そのものも下手な文字という意味ではないが、何らかの手本を真似てそれを忠実に記しているとも見ることができるのである。

《競貞》中期



《史頌殷》後期



〔書風②〕 方眼状の升目の中に文字を書き入れる様式。

原稿用紙の方眼状の升目のようなスペースを作り、その中に文字をきっちり記していくような手法。

《井鼎》中期



《頌壺》後期

ここでは話題とスペースの関係で《頌壺》の銘文を掲げたが、《小克鼎》の中にもこの例がある。



〔書風③〕 粗野な書風。

緊湊体とも書風の異なった粗雑な書風である。これも中期以降の書

風の一つである。書風④の稚拙な文字とも通じるところがある。

《趨殷》中期



〔書風④〕 稚拙な書風。

見様見真似で書いているが、字形認識が不十分なもの。

《師痕殷》中期



《此殷》後期



ここに掲げた中期の《師痕殷》は、金文では例を見ないほど稚拙な文字であることからかつて偽刻であろうとして、研究対象から外されていたものである。ところが、この種の稚拙な文字がかなり後になってから正式な発掘によって発見されるということがあって（後述）、研究者を驚かせた。この種の文字をどう考えるべきかという問題をめぐって、一時的ではあるが松丸道雄氏などの研究者によって検討がなされた¹¹⁾。それは、西周王室の鑄造工房と諸侯の鑄造工房との差異がそのような形で現われるという見方のように興味深い解釈ではあるのだが、本稿の問題意識としては、王室の鑄造工房、諸侯の鑄造工房と、今までの文字を全く知らなかった者が青銅器の鑄造過程に關わり、見様見真似で文字を記したために、稚拙な文字として刻印されることに

なった例であるという、素朴な捉え方をしておきたい。私の提示した文字観によって考えるならごく自然な捉え方であり、現實に即した理解の仕方ではないかと考える。

後期の稚拙な書風の例として《此殷》蓋の銘を掲げたが、これは一九七五年に陝西省岐山縣京當郷董家村一號窖藏から出土したものである。¹²この窖藏から出土した青銅器は三七件に上り、《裘衛盃》や《匱匜》など資料として重要なものが多いが、その中でこの《此殷》蓋の銘文の文字は字形認識そのものが適切ではないような文字がかなりあり、稚拙の感を免れない。『周原出土青銅器』（巴蜀書社二〇〇五年¹³）には、拓本の他に青銅器の細部まで撮影した鮮明な寫眞も掲載されているので、このことがよく分かるようになっていいる。私の見たところ此氏作器のものにこの書風が多いようである。

後期になると自作器もかなり多数に上るのであるが、中期の《師賁》に見られたのと同様の稚拙な書風の銘文がかなりの數に上るといふ現象をどう考えるか、という方向で進めて行った方が適切ではないかと考える。それは、口頭で發せられた言語を文字で記すという古代社會に即した文字観を敢えて排除し、音聲の世界を介さずにいきなり文章を書く感覚で文字を記した（起草者という言葉で問題が設定されていた）という、現代人特有の文字観では想定しにくい問題意識かも知れないが、中期から始まるこのような種々の書風の意味するところは、それまで文字を記すことに習熟していなかった人たちの手によって文字が記され始めたという點に歸一するのではないかと考える。そしてそうした手本となったものが、「册令（命）形式金文」に見える

ところの、王から臣下に渡される「册書」ではあるまいか？ というのが私の推測するところである。

最後に後期になって現われる興味深い現象について一言しておきたい。西周時代後期から、諸侯の自作器が増加するという現象は以前からよく知られていたことである。『周原出土青銅器』には鮮明な寫眞が豊富に収録されており、後期の青銅器の銘文は彫りの浅いものが多いことが分かる。中には鑄込んだというよりも、鋭利な道具で直に彫ったのではないかと思えるものも少なくない。金文といえば鑄込むものだという「常識」とらわれる人が少なくないが、西周後期の金文になると鑄込んだものとは言いにくい文字がかなり多くなる。自作器にこれが多いのである。青銅器の文字（金文）は初期においては鑄型に入れて鑄造していたのだが、ある時期から直に彫ったものも現われるということが、以前から青銅器の研究者の間では言われていたことを思い出すのである。

本稿では、文語的な口頭言語を記したものが文字であるという文字観の上に立って、「册令（命）形式金文」を見直してみると、「册書」を媒介として文字使用の範囲が擴がっていく様子の一端をうかがうことができるのではないかといいことを記した。もとより大局的な展望を提示したといった性質のもので、この問題を追究するための一つの道筋を付ける段階にとどまっている。ただ文字の傳播の問題を考える過程で、殷系氏族と周系氏族とがどのように融合していったのか、兩

者の来し方行く末を追究するという問題も重要なテーマとして意識しておかねばならないことを痛感した。この点でも一つの手がかりを得ることができたような気がする。

【註】

- (1) 人文書院。二〇一五年。
- (2) 五典書院。一九六九年～一九七四年。
- (3) 『甲骨金文學論叢』初集（油印本。一九五五年）。著作集別卷（平凡社。二〇〇八年）
- (4) 『金文通釋』（白鶴美術館。一九六八年）の一三七「頌壺」と二三八「史頌殷」の項
- (5) 『甲骨金文學論叢』二集（油印本。一九五五年）。著作集別卷（平凡社。二〇〇八年）
- (6) 「天平六年出雲國計會帳の研究」（『日本古代史論集』下巻）。『日本古代官僚制の研究』（一九八六年、岩波書店）所収の「前期難波宮と古代官僚制」、「選任令・選敍令と郡領の『試練』」等。「律令國家・王朝國家における天皇」（岩波書店『日本の社會史』第三巻 權威と支配。一九八七年）。「公式様文書と文書本簡」（『本簡研究』七號）。週刊朝日百科『日本の歴史・別冊』歴史の読み方4『文献史料を読む・古代』（朝日新聞社。一九九〇年）。『宣旨試論』（岩波書店。一九九〇年）。「儀式・政務と口頭傳達」（古典講讀シリーズ『續日本紀』第一講。岩波書店。一九九三年）などに精密な考證が加えられている。
- (7) 『説文新義』卷十五（五典書院。一九七三年）
- (8) 平凡社東洋文庫。一九七六年。
- (9) 注記についても膨大になるので省略に従うが、新刊の拙著『西周王朝論』《話體版》（朋友書店）に論じたことも多いことを付記しておく。
- (10) 「西周時代における天の思想と天子概念」上・下（『白川靜記念東洋文字文化研究所紀要』第九號・一〇號）
- (11) 『西周青銅器とその國家』（一九八〇年。東京大學出版會）所収の「西周青銅器製作の背景——周金文研究・序章」と「西周青銅器中の諸侯製作器について——周金文研究序章その二」。
- (12) 「文物」（一九七六年第五期）所収の「陝西省岐山縣董家村西周銅器窖穴發掘簡報」

(13) 『周原出土青銅器』全一〇巻（巴蜀書社。二〇〇五年）

（立命館大學白川靜記念東洋文字文化研究所客員研究員）